

# 令和5年9月犬山市議会定例議会会議録

第4号 9月11日（月曜日）

## ◎議事日程 第4号 令和5年9月11日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿 真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川 敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	高齢者支援課長	前田 敦君
環境課長	小笠原健一君	学校教育課長	大黒澄子君
学校教育課主幹	高木順二君	子ども未来課長	上原 眞由美君

子ども未来課主幹 伊藤真弓君                      子ども未来課主幹 中村美和君  
歴史まちづくり課長 加藤憲夫君

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員各位に申し上げます。

原市長より一般質問2日目の沼議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） おはようございます。大変冒頭から恐縮ですが、発言の訂正をさせていただきます。

沼議員の八幡林古戦場のご質問の要旨1、再質問の答弁の中においてであります。楽田小学校が羽黒城跡と答弁を申し上げてしまいました。羽黒と楽田への思いが強いがゆえに、発言を間違えてしまったことをお許しをいただきながら、正しくは楽田城跡でありますので、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員、よろしいですか。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。3番、増田修治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） おはようございます。3番、創犬会、増田修治です。前回と同様の10番となりました。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告させていただきました2件について、一般質問を始めさせていただきます。

まず、件名1、石上げ祭について。

先月8月6日に、犬山市の尾張富士にて、毎年恒例となる石上げ祭が開催されました。私も毎年楽しみにしている祭りであり、今年もいい汗をかいた、非常に楽しいお祭りであります。

今年の石上げ祭は、コロナ禍も明けたことから献石する方々、保存会も大変力を入れ、大きな事故もなく、無事に祭礼を執り行うことができました。ご協力、ご尽力された皆様には大変感謝いたします。

ただ、やはり昨今の夏場の暑さから、私も含めて、熱中症ぎみになってしまう方もおり、救急車も出動しておりましたので、真夏の祭りの運営の難しさも痛感しております。今後、夏に行う祭りには、一層の熱中症対策に力を入れていかなければいけないというふう之感

じております。

さて、この石上げ祭ですが、大変喜ばしいことに、8月4日付にて、愛知県の無形民俗文化財に指定をされました。今年の上上げ祭は、指定直後ということもあり、周知、告知を事前には難しかったですが、来年度は盛大に盛り上げ、今後の石上げ祭の継続につなげていければなというふうに思います。

今回の県指定については、関係者の方々をはじめとする皆様の長年の調査、研究のたまものであるというふうに感じております。誠にありがとうございます。

そこで、1点、まず質問をさせていただきます。

要旨1、県指定文化財の指定について。

今回、石上げ祭は、晴れて愛知県の指定文化財となることができました。これを機に、今後、犬山市の伝統文化として、より強固な祭りにしていくことが重要であり、維持していくことが大切です。今後数十年、数百年と語り継がれていく祭りにするための大きな一歩であるというふうに思いますが、今回、県指定になったことについての経緯と所感などについてあれば、お伺いさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

先般、愛知県無形民俗文化財に指定されました尾張富士の上上げ祭について、市は平成28年度から平成31年度にかけて総合調査を実施し、その成果として、祭りの歴史、民俗、現況の詳細な記録など、尾張富士の上上げ祭調査報告書にまとめました。

愛知県文化財保護審議会は、この調査報告を受け、昨年の石上げ祭の現地調査、本年6月の保存団体への意向確認を経て、7月28日に、無形民俗文化財の指定に関する答申を行い、8月4日の県指定に至りました。

県はこの祭りが、富士山信仰の姿を示すものであり、献石が有志の集団や個人によって行われる点が特徴で、石上げ祭伝承保存会によって祭りを確実に継承する体制が整っていることから、県指定文化財にふさわしいとの評価をしています。

市としても石上げ祭の県指定は大変喜ばしいことでありまして、祭りを続けてこられた関係者の皆様のご尽力に、改めて敬意を表するところでございます。これを機に、祭りの保存と継承に対する機運がさらに高まり、祭り行事がますます活性化することを期待するとともに、伝承に取り組む石上げ祭伝承保存会の皆様の活動を継続して支援してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。当局の方々の多大なご尽力により、今回の指定に至ったのかなというふうに思います。今後もこれを契機に、ますます盛り上げていただければというふうに思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

今回、県指定となったことで、この祭りに対し、今後どのような保護事業を行っていくのか、また今後、祭りとの関係性はどうか変わっていくのか、ご教示いただければと思います。

祭りへの補助金等の支援についてのお考えなどありましたら、ご教示をよろしくお願ひいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

石上げ祭は現在、地元の富士地区を中心に設立された石上げ祭伝承保存会が、その継承を担う中心的な役割を果たされています。行政は、保存会の活動への支援を通して、祭りの保護を推進する立場であり、その関係性は今後も変わりません。

県指定によって石上げ祭が改めて評価された今、その価値が広く認識され、祭りへの関心が高まることによって、参加者が増えるという波及効果を促進するためにも、支援の一環として情報発信と普及啓発には力を入れていきたいと考えております。

これまで行ってきた市役所ロビーでの保存会による献石用具の展示や、市ホームページでの祭りの紹介に加えて、今後はさらに石上げ祭の魅力を伝える場を増やしていきたいと考えています。

補助金に関しましては、愛知県の制度では、県指定の無形民俗文化財の場合、行事で用いられる用具の保存修理などの経費として、例えば、リングやトンボと呼ばれる石をくくりつけたり、人が担ぐための木製の棒などの修理費が、その補助対象になる可能性があります。

また、市は、行事を持続させることを目的として、犬山市文化資源等の保存及び伝承等助成金を、毎年申請に基づいて保存会へ交付しています。

この補助金は、石上げ祭の実施に不可欠で、行事の本質に関わる経費を補助対象とするもので、令和4年度は補助対象経費の約150万円に対して、交付要綱上の限度額である100万円を交付しており、当面は現在の補助を継続する予定であります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。祭りを維持していくためにも、少なからず補助金等も重要となってまいりますので、今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、要旨2に移ります。要旨2、献石数について。

石上げ祭は、個人で当日でも参加できる、観客として来るだけでないところが魅力のお祭りです。ですが、石上げ祭を継続していくために必要なのは、少人数での献石だけでなく、団体としての献石を行う献石組を絶やさないこと、増やしていくことです。

やはり大人数で一致団結して石を上げていくさまは非常に見応えもあり、祭りの重要な要素でもあります。昨年の団体としての献石は18組、今年の献石は23組で、コロナ禍を脱したこともあり、増加はしましたが、年々少しずつ献石する組数が減っているとともに、献石組の中でも、メンバーが集まらず、四苦八苦している中で献石を行っております。

文化財を維持継続するためにも、8点、16点、32点という大きな石を献石する組数を絶やさず、増やしていけるよう考慮することは非常に重要です。

そこで質問いたします。先ほどお伝えしたように、石上げ祭を継続していくためには、献

石数を絶やさない、増やしていくことは非常に重要です。保存会や神社、近隣の方々だけでなく、市としても、観光、見学だけではない、団体としての献石の参加、普及啓発も取り組んでいく必要があるかと思えます。

今回、県指定にもなったことで、このことは、より重要性が増すと考えておりますが、市として、絶やさないために、どのようなことを行っていくのか、また、今後どのようなことをしていくのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

日本の伝統的な祭りの多くは、特定の地域コミュニティにおいて定着し、継承されてきました。その中で、石上げ祭は、継承者が特定のコミュニティの構成員だけでなく、献石組、石連などと呼ばれる、近郊各地から石を上げる有志の団体や個人が、構成員に含まれることが大きな特色です。このため、議員ご指摘のとおり、その有志による献石の数を維持し、もしくは増やすことが、祭りの伝承の根幹であるとも言えます。

保存会による常連の参加団体などへの熱心な働きかけによって、コロナ禍で減少した献石数が回復しつつある中、市としてもホームページや広報など、各種メディアによる募集の支援や、保存会のポスター、チラシの各所への設置などによって、新規の献石数を増やすための後押しをしてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。市としても、保存会と協力して、この祭りの継続にご支援いただければというふうに思います。

献石数を増やしていくためには、先ほどの答弁のように、PRを行っていくこととともに、幼少期から祭りに参加し、地域の祭りの造詣を深くすることや、その思い出を深くすることが大切であるというふうに考えます。私も小さい頃に石上げ祭に参加していたことから、大人になり再度、石上げ祭に取り組んできたというところもあります。

今年は東部中学校の1年生が8点縛りを3組み上げてくださいました。私も現地で拝見しておりましたが、皆一致団結し、石を担ぎ上げていくさまは非常に喜ばしく、課外体験の一環としても素晴らしいと思います。地域に根差す伝統文化に触れ、祭りの楽しさを知ってもらうためにも、ぜひとも継続していただければというふうに思います。

長期的に祭りを継続していくためには、青少年の頃に祭りへの参加のきっかけをつくり、思い出を育むことが大切であるかと思えます。例えば、市内小中学生などを対象に、石上げ祭の魅力を発信する機会、尾張富士に登る機会や講座などを設け、将来にわたっての献石につなげていただければというふうに思います。

石上げ祭は、チームとしての結束力、団結力を育むことができ、地域の伝統文化を学ぶ機会としても非常によい機会です。保存会や神社として、祭りを盛り上げていくことは前提として、市としても、文化財保存、そして子どもたちの学びの観点からも、ご支援、ご協力いただき、県指定となった石上げ祭を今後もっともっと盛り上げていただければというふうに

思います。

それでは、続きまして、要旨の3に移りたいと思います。

要旨3、運営上の課題について。

現在、市役所の1階には、石上げ祭が開催される1か月ほど前から石上げ祭の展示がされ、多くの市民の方の目に触れる機会があり、関心を集めております。開催を間近に控え、こうした展示から祭りに興味を持っていただき、祭りを見に行ってみよう、参加してみようと思っていただくことは非常に重要です。

先ほどの献石の話でもありますが、より多くの方、団体に献石を上げていただければ、もっともっと盛り上がってくるのかなというふうに思います。

ですが、石上げ祭が開催される尾張富士は、犬山祭と異なり、羽黒駅からも距離があり、歩いていくのには大変です。ですので、この祭りに参加、見るためには、車での来場が主となります。午前中と夕方以降は、大きな石を上げる組がいたり、夜は火振り、花火があり、非常に見応えのある時間です。ですが、今年も午前中と夜は車が多く、駐車場にも限りがあることから、駐車ができないということで、祭り会場に来ても見られないという実情もありました。私自身もなかなか駐車に苦勞をいたしました。

そこで、せっかくの犬山の伝統的なお祭りであれば、例えば基幹バスだけでなく、臨時バスなどが運行されていて、市役所の展示のところに時刻表などが掲示されてあれば、関心を持っていただくことから、祭りの見学という行動につなげられないかなというふうにも思います。

また、車で来る方には、近隣の駐車場マップなどが掲示されていたり、臨時駐車場が設けてあり、案内などと合わせて設けてあれば、祭りの参加見学にもつながるのかなというふうに考えます。少し離れた臨時駐車場であれば、シャトルバスの運行など、何か自家用車で麓に行く以外のアクセスがあれば、広く市民の方々も見学に来ることができ、祭りを体感することができるのではないかなというふうに思います。

もちろん民間の企業や保存会等との調整も必要になりますが、今後、祭りをもっともっと盛り上げていくためにも、祭りに参加しやすく体感できるように機会を提供し、会場にも行きやすくするよう施策があつたらどうかというふうに考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

石上げ祭は、先ほどの答弁のとおり、保存会によって祭りを確実に継承する体制が整っていることが、県指定の要因の一つでもありました。保存会が祭礼運営の主体となって、年間を通して、周到的な準備を行われている結果が、年に一度の盛大な石上げ祭につながっています。

ご指摘のような道路の混雑、アクセスの問題、駐車場不足などの課題のほかにも、近年の猛暑や、けがや急病への備えなど、祭礼日の運営だけを見ても課題は多岐にわたると思われ

ますので、まずは保存会と情報を共有し、文化財である石上げ祭がより円滑に実施されるよう、連絡を密にしていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

県指定文化財となった石上げ祭を満喫してもらうためにも、近隣の方々や保存会、民間企業の協力などをいただき、こういった祭りの保存、活性化などにも生かすことができればというふうに思います。

石上げ祭は犬山市にとっても大切な文化財です。祭りを絶やさず継続していくためにも、答弁と、先日の島田議員の一般質問にもあったように、猛暑への対策、熱中症対策なども含め、何かしら今まで行ってきていない工夫なども必要になってくるかと思えます。市としても参加しやすいよう、様々な支援、協力など行っていただければ幸いです。

今後、何十年、何百年と続いていく祭りにするためにも、ぜひ前向きに、様々な課題を洗い出し、保存会と協力しながら、祭りの活性化、継続にもつなげていただけることを期待しております。ありがとうございます。

それでは、続きまして件名2のほうに移りたいと思えます。

件名2、地球温暖化対策の取組について。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、全国の自治体でも、地球温暖化対策の新しい取組が広がりを見せており、犬山市も令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素のまちの実現に向け動き出しております。

この脱炭素の実現には、省エネ、再生可能エネルギーの普及、節電など、様々な取組を行っていく必要があります。犬山市でも、各種補助金を設けたり、公共施設への太陽光発電の設置など、二酸化炭素排出ゼロに向け、様々な取組を行っており、ゼロカーボンを達成するためにも、今後、精力的に取り組んでいく必要があります。

そこで、要旨1、環境基本計画について。

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組として、各種補助金や市内施設の省エネ化、LED化を推進していることは理解しております。また、ZEHやZEB、HEMS、V2H、蓄電池と、環境に関する新しい製品、考え方がここ10年ほどでどんどん出てきております。

私も長らく建築関係で仕事をする中で、住宅、野立ての太陽光発電やソーラーシェアリング、蓄電池などの設置、提案、施工も行い、様々な施工研修、商品研修なども受けてきましたが、脱炭素社会を目指すためにも、知識はどんどん深めていく必要が大いにある分野であるというふうに思います。携わる皆様も、再生可能エネルギー関連のメーカーなどが無料研修や展示会などを開催しておりますので、ぜひ機会がありましたら、ご参加いただければと思います。

そこで、確認の意味も含めてご質問いたします。犬山市では環境基本計画を策定しており、非常に幅広いジャンルでの目標や取組が記されております。長期的な目標でありますので、一つずつ着実にこの計画の達成に向けて動いているかと思えますが、この幅広く記されている環境基本計画の中でも、現在注力して力を入れている項目などがありましたら、ご教授いただければと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

第2次犬山市環境基本計画において、地球温暖化対策として、現在重点的に実施している事業は、公共施設LED化、公共施設への再生可能エネルギーの導入推進、市民への補助金を通じた省エネルギー機器等の普及拡大です。

公共施設LED化については、昨年度、LED化に必要な情報収集を目的とした照明器具の現況調査を実施し、その結果を基に実施方針を定め、令和6年度に重点的にLED化を行う予定です。

公共施設への再生エネルギーの導入推進については、今年度、環境省の補助金を活用し、公共施設への太陽光発電設備の導入可能性調査を実施し、設置可能性及び導入規模や優先度が高い公共施設を選定して、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、本議会の補正予算に上程中の（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業で取り組んでいるZEB化についても検討してまいります。

市民への補助金を通じた省エネルギー機器等の普及拡大については、従来から補助を行っている住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金に加え、住宅省エネ改修支援補助金及び次世代自動車導入補助金を令和4年度より創設し、高効率給湯器や電気自動車への補助を通じて、地球温暖化対策を進めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。LED化を図ることは非常に大切ですので、今後も力を入れて、環境基本計画の達成を目指して尽力していただければと思います。

また、省エネのジャンルは、新たなテクノロジーがどんどんと開発されておりますので、乗り遅れることなく取り組んでいただければと思います。

それでは、もう少し深掘りして、再質問をさせていただきます。

先ほどの質問と関連ですが、これから最も力を入れ、推進していく事項がありましたら教えてください。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

第2次犬山市環境基本計画において、目標とする環境像は、里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち犬山であり、環境経済社会の総合的向上を進め、目標とする環境像に向けた取組を進めています。

その実現のために、自然共生社会の実現、循環型社会の実現、安全・安心社会の実現、低炭素社会の実現、環境保全活動の拡大という5つの基本目標を掲げており、各分野の取組をバランスよく進めていく必要があると認識しています。

議員ご質問の地球温暖化対策については、この基本目標の一つであり、2050年にゼロカー



ボンシティを目指している本市において、今後の重要な取組であると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。地球温暖化対策に対する今後の意気込みを聞いた上で、要旨2に移りたいと思います。

要旨2、脱炭素先行地域について。

こちらは私の添付資料をご覧くださいというふうに思います。

環境省が推進している脱炭素先行地域という、2030年までに、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用も含めて、その他の温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を、地域特性に応じて実施する地域といった取組があり、愛知県では、第1回先行地域に名古屋市、第2回先行地域として岡崎市が選定されております。

そして、この動きは全国的にも広がりを見せており、添付しました資料の地域で選定をされております。先日、第4回が8月末に締め切られ、今後も第5回、第6回と継続的に募集をしております。

犬山市でも、先ほどの要旨1のように、ゼロカーボンシティ宣言、そして環境基本計画を掲げ、脱炭素に向け動き出しております。この先行地域は、年2回ほど定期的に募集をしており、この地域に選ばれることは、犬山市のブランディングとしても非常に大きな役割を担っているとともに、ゼロカーボンに向けてスピードを上げて取り組んでいけるのではないかと考えます。

そこで、犬山市もぜひこの脱炭素先行地域の募集に挑戦してみてもどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

脱炭素先行地域に選定された場合、環境省の補助金を活用した地域脱炭素の推進が可能となり、また、市内民間事業者等と連携して取組を進めることから、経済の循環など、地域の活性化も期待されます。

脱炭素先行地域については、現在62の提案が選定されています。民間事業者等との共同提案が必須のため、選定された提案については、小売電気事業者や新電力発電事業者、金融機関などの多くの共同提案者がいる状況であり、提案に当たっては、具体性、関係者との合意形成、事業性等の熟度が高い計画が求められています。

現在、応募に至るまでの計画はなく、計画を策定するには、地域の設定、共同提案する市内民間事業者等の確保、電気事業者との連携による電力供給量の確保、事業費試算、事業継続性の確保など、検討すべき課題が多くあります。

多くの課題がある状況ではありますが、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、脱炭素の取組をより一層推進する必要があるため、脱炭素先行地域への挑戦も取組事業の一つとして、引き続き検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。この脱炭素先行地域に挑戦することは、脱炭素についてより見識を深めていくためにも非常に有効であると考えます。そして、犬山市には再生可能エネルギーに取り組む団体や企業もあり、この取組に対し協力していただけそうな共同提案者もいらっしゃいます。

犬山市には、ほかの町にはない特徴もあり、里山資源、河川、自然、歴史など、採択される要素も多々ございます。この脱炭素先行地域への挑戦は、地方創生、地域ブランディング、新しい地域資源の発見ができる大きなきっかけになるというふうに考えます。

挑戦に際し、先ほどの答弁のように課題も多々あり、取り組まなければならないことも多く、大変な事業であるかと思いますが、里山と自然の暮らしが調和した、住み続けたいまち犬山の目標に向かって、前向きにご検討いただければ幸いです。

脱炭素社会の実現、そして地域ブランディングのためにも、ぜひ前向きに検討を進めていただき、挑戦に向けて動き出していただくことを期待しております。私も微力ではございますが、ご協力できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分 休憩

再 開

午前10時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。通告に従いまして、今議会、5件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目でございます。犬山市の学校の休みについて質問をさせていただきます。

要旨1点でございますが、ラーケーション、そして、県民の日学校ホリデーについて質問をさせていただきます。

本年度に入りまして愛知県では、小中学校の児童生徒が選んで学校を休めるラーケーション、ラーケーションというのか、ちょっとこのイントネーションが難しいんですけども、これを進めるという取組が始まるそうでありまして、この春から話題になっております。

また、ちょうど夏休みが終わる頃、9月に入りまして、また新聞紙上等で改めて取り上げられていたところでございます。

そしてもう一つ、昨年度、愛知県政150周年を迎えたことを契機に、条例に定められました、あいち県民の日であります。これに合わせてあいちウィークというのが創設されまして、その中の一日を県民の日学校ホリデーという休業日として、犬山市でも指定していこう

と、つい先日発表があったところでございます。

まず初めに、この2つの取組につきまして、犬山市の小中学校ではどうなっていくのか、簡単に整理して、それぞれの概要をお示しください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

まず、ラーケーションの日ですけれども、こちらは子どもの学びと保護者の休みを組み合わせ、平日だからこそできる体験や、探求の学び活動を自ら企画し、実施する機会となることを目的とするものです。保護者の休暇に合わせて、年に3日まで取ることができ、欠席とはならず、出席停止、忌引き等と同様の扱いとなります。犬山市は9月1日より実施しますが、今年度については、年度途中からの実施となりますので、2日まで取得することができます。

次に、県民の日学校ホリデーにつきましては、子どもが家族などと一緒に、家庭や地域における体験的な学習活動に参加できる機会として、11月21日から27日までのあいちウィーク期間中に、休業日を一日指定するものでございます。犬山市は11月24日を県民の日学校ホリデーとしました。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。県民の日学校ホリデーのほうについては、休みの日が、日時が決まっているようですので、現場も戸惑いはないと思いますが、一方ラーケーションのほうは、初めは家庭のほうでも、現場でも、どうやって休もうか、どう取り扱うのかという、多少戸惑いもあるんじゃないかというふうに思います。

ちょっとあくまで個人的な感想なんですけれども、こういった愛知県の教育に関する取組というのは、非常に意欲的に大村知事が進められているように感じます。ですが、ちょっと余りに唐突と言いますか、何と言いますか、パフォーマンス的な匂いを感じるのは私だけではないというふうに思います。あくまでも個人的な感想ではありますが、これは余談でございます。

ともあれ、犬山市では県内の他市町村に遅れをとることなく、この学校の休みについての取組を進めていこうということなのでございますが、私みたいな古い人間からしますと、休み過ぎんじゃないかと、大丈夫かというふうに思ってしまう。

質問の要旨としてはあえて書いてはおりませんが、犬山市の小中学校では、この夏の夏休みも、近隣の市町に比べて、何日も前から夏休みに入りました。子どものほうからしたらうれしいという子が大半だと思いますが、保護者の方からは歓迎の声ばかりではないというように感じました。

再質問をさせていただきたいと思いますが、思い返しますと、犬山市が2学期制を導入するとき、導入の理由の一つが、授業時間の確保であったというふうに記憶しております。2学期制の最初の頃は、8月の終わり頃から授業を再開して、秋休みがあつてなんていう時期もございましたが、その頃に比べましても学校の休みが多くなっているように思います。休

み過ぎなんじゃないのか、授業時間の確保は大丈夫なのかと思うわけですが、犬山市の学校教育において、この休みというものの考え方、学校におけるが授業時間の確保は大丈夫なのか。再質問としまして、教育長にお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご指名を頂戴しましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

2学期制を導入する際、確かに授業時数を確保するという狙いがありました。その考えは今も変わっておりませんし、生きております。3学期制の頃と比べて2学期制にすることによって、何時間かの授業時数を確保する手段となっております。

しかし、この授業時数の確保以上に、もっと大きな狙いがありました。これは6月議会に、沼議員のご質問にお答えをしたように、評価がこれまでの相対評価から絶対評価に転換をしなくてはならない。そのためには、もっと長いスパンで子どもたちを見取る必要があるんじゃないかということです。そのためには、学期制の仕組みを変えること、さらには先生方をはじめ、教育関係者の意識を変えること、これが必要であるということで、2学期制を導入することになったわけでありまして。

その上で、本題に入りたいと思います。

まず、休みについての犬山市教育委員会の考えということなんですが、一般的に休みと呼んでるのは、正式には休日というそうです。この休日とは何か。労働契約において、労働義務とされない、労働義務はないとされる、これが休日のようなであります。これを学校現場に照らし合わせてみますと、授業が行われる日、これは授業日と言います。授業を行わない日、これを休業日と呼んでいます。そして、休業日については、学校教育法施行規則の中に、大きく3つ示されています。1つは、国民の祝日に関する法律に規定をする日、2つ目が、日曜日及び土曜日、3つ目が、教育委員会が定める日というふうに示されています。また犬山市の学校管理規則の中には、これに加えて、私たちが一般的に春休みと言っていますけれども、3月のお休みと4月のお休みとはちょっと様子が違うんですね。3月、4月、4月のお休みは学年始めの休業、4月の初めは学年始めの休業、夏季休業、冬季休業、学年末の休業、この期間が、犬山市の学校管理規則には定められています。そしてそこには、これに限らず、教育委員会が必要と認めた場合については、休業日を変更することができるというふうに記されているんです。ですから、乱暴な言い方をすれば、教育委員会で休みが決められてしまうということになるわけでありまして。決してそんなつもりはないんですけどね。

それで、この休みに対する考え、これまたいろいろなお休みの位置づけがあって、意味合いがあるものですから、一つ一つ申し上げていると、またこれが時間がかかりますので、一般的に言う休み、休業、これについてお話をさせていただきますと、私は2つの側面があると考えています。

1つは、例えば1週間、土曜、日曜という休みがあるんですが1週間ごとに、その1週間の疲れ、学習、あるいは部活動ですね、学校生活の疲れを癒して、次に始まる1週間に対す

る心構え、心と体の準備をする期間であるというふうな捉え方をまず1つしています。

それから2つ目は、何事に捉われることもなくて、自分のやりたいこと、好きなことに打ち込める日、したがって、これまでの学習でちょっと苦手だったな、理解が不十分だったなというところを学習する、復習をする、あるいは次から始まる教科の学習の予習をする、そういった学習に時間を費やすことも結構でありますし、中には、本を読む、映画を見る、音楽を聞く、ちょっと早いですが、デートをする、こういった使い方をするのも休業日、いいんじゃないかなというふうに思っています。いずれにしても、この休みの日というのは、心と体をリフレッシュし、次のスタートに備える日であるというふうに考えています。これが1つ。

2つ目、授業時数の確保は大丈夫かというご心配でありますけれども、この授業時数については、これも学校教育法施行規則の中に、小学校1年生は年間850時間、2年生が910時間、3年生が980時間、小学校4年生から中学校3年生までは、1,015時間というふうに記されております。

実は、昨年、文部科学省が全国の小学校5年生を対象に、授業計画に対する調査を行いました。この1,015時間と定められている時数が、71時間オーバーの1,086時間を超える学校が全国に37%もあったようであります。犬山はどうか。犬山は10校ありますが、10校ともこの1,015時間は大きく上回っています。10校中2校は、1,086時間をちょっと下回る程度、あとの8校については、1,086時間を大きく上回っています。

こうした現状を受けまして、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会が、学校現場は、教員の配置に見合った授業計画をするべきだと、もっと授業を削減しろという答申をしているんです。これをどう受け止めるか。私はこの中央教育審議会の答申を、学校は授業をやり過ぎると、もっと授業を減らせと、ということは、学校休業日をもっと作れというふうに理解をしております。

先ほどから話題になっております、あいち県民の日学校ホリデー、これは中央教育審議会の答申にも応えようとする愛知県の取組でありまして、私はこれについては一定の評価をしていきたいというふうに思っています。したがって、大沢議員がご心配をされているように、授業時数の確保は大丈夫かということですが、大丈夫だというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、最後ですけれども、夏休みが他の市町に比べてちょっと早いことですね、これについて、お話をさせていただきます。

私はかねてから、学校現場にいた頃から、夏休みをもう1週間ほど早くできないものかというふうに考え続けてきました。というのは、学校管理規則の中には、夏休みのスタートが7月21日とありますけれども、1週間前ですと、14日ということですかね。この14日、15日の頃というのは、梅雨が明けるか明けないか、明ければ雨が多い、明ければ明けたで湿度が高い、じめっとしている。気温が高いときは、30℃の真夏日、そして時には35℃を超える猛暑日になるところがあるんです。今も忘れません。平成30年7月です。豊田市で小学校1年生の男の子が、校外学習から帰って、学校に着いたら、気分が悪くなって、熱中症で亡くなるという事故が起きています。

その後、全国の小中学校でエアコンの設置が急ピッチに進みました。犬山市でも市長をはじめ、議員の皆様方のご理解をいただいて、教室にエアコンが設置されたわけであります。これについては、非常にありがたいというふうに感謝をします。ただ、教室内の温度と室外の温度の差が非常に大きい。そのために教室を出入りするために、体調を崩す子供たちが随分増えてきたというふうに聞いています。

また、遠方から登下校する子供たちというのは、1時間半ほどかけて、家から学校、学校から家に戻るんですね。もう学校へ着いたときには汗びしょびしょで、とても授業にならない。また持ってきた水筒も、登校する1時間半の間に、お茶がなくなってしまうというような子も中にはいます。こんな状況から、とてもこの期間、授業がやれる状況ではないなというふうに考えていたんです。

そして、先ほど言ったように、授業時数の確保というのが裏づけであるものですから、これについては市の校長会でご協議をいただきました。全ての校長先生方は、夏休みを少し早めにするのことに對しては、賛成をさせていただきました。そして、教育委員会の考え方と学校現場の考え方が一致しましたので、これについては教育委員会の定例会でお諮りをしました。教育委員の皆様方も、ほとんど全ての方がご賛同いただいて、他の市町よりも、一足早い夏休みに入らせていただいている状況です。

この犬山市の判断につきましては、もちろん賛成・反対はあるとは思いますが、多くの子ども、保護者、先生方、市内の関係に限らずですね、市外の方々からも、犬山はいいねって言われているんですね。なぜほかの市町ができないのか。恐らくやらないだけだというふうに私は思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 教育長、大変熱心に、丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。単純なと言いますか、私の疑問に対しても丁寧にお答えいただいたというふうに思っておりますが、他の市町がやっぱり保護者の方も比べるもんですから、犬山は思い切って、教育長のリーダーシップの下に進んでいるんだなというふうに理解をして、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

2件目であります。保育士の働き方改革についてでございます。

私にしては珍しいと言いますか、初めて取り組むテーマでございます。この5月から創犬会を結成いたしまして、初めに行った会派の勉強会が保育についてであります。自治体にとって子育てに係る施策、政策の大切さを改めて考えさせられました。

1件目の質問じゃありませんけれども、学校の教職員の働き方については、文部科学省、それから中央教育審議会などがリードする形で、国を挙げて改革しようという空気を感じます。一方、保育現場に携わる方の働き方については、不勉強な私にはまだまだなんじゃないかなというふうに感じてしまいます。

保育を利用する側からの求めというのは、今後も多様化、複雑化していくのだろうというふうに感じております。保育を支えてくれている保育士の働き方について、問題を整理して、市が解決策を示して、それをいい保育につなげていかなければいけないのではないかと考え

ます。

保育現場についても、意欲を持って働ける環境づくりを進めることで、離職の歯止めにつなげたり、成り手不足の解消、そんなことにつなげたいという、そういう思いで取り上げさせていただきます。

さきの6月定例議会で、我が会派の玉置議員が、保育士の時間外労働について質問し、数字のデータが示されました。であります、議論を聞いた後も、数字が現場の姿を正確に表しているか、保育士の働き方については、保育士の皆さんの崇高なボランティア精神の上に成り立っている実態がありはしないかと考えて、私なりに調査をいたしまして質問をさせていただきます。

働き方の形態の工夫、それからフリーの保育士を市内で増やすとか、保育士の仕事の負担を軽減し、働きやすさを上げる取組の状況はどうであるのか。また有給休暇は取得しやすい状況にあるのか。また、無駄な時間外労働をする慣習だとか、早く帰れない、そういう慣習だとか、会議が長いとか、ほかの職場では見直されるようなところにメスを入れる必要があるのではないだろうか。

保育士の有資格者の方、市内にも随分いらっしゃると思いますが、復職してもらったり、犬山市で働いてもらったりする、そんな魅力を発信できないかと思えます。犬山市には、現場のことを熟知する子ども・子育て監がいらっしゃいますので、他市町よりも魅力ある職場として選ばれるための特徴を持つことが必要ではないかと思えますが、以上について質問をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

保育士の業務負担軽減のため、令和2年度より園庭整備のための用務員の雇用、業者による使用済みオムツの回収をしています。また、令和3年2月より、保育業務支援システム、コードモンを導入したことで、登降園時間の管理や保育の指導計画作成等の事務効率がよくなり、事務時間の軽減につながっております。

さらに今年度は、フリー保育士確保のため、会計年度任用職員の勤務時間、勤務日数を柔軟な対応とし、保育士資格を持つ子育て世代が働きやすい雇用形態としました。その結果、クラス担任を持たないフリー保育士を大半の園に増員することができました。フリー保育士の増員により、事務時間の確保ができ、時間外勤務の削減となるほか、休暇取得がしやすくなっております。

保育士が働きやすい職場となるよう、犬山市ではこのような取組を行っております。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。今回初めて取り上げる点について一般質問させていただくに当たりまして、担当課とのヒアリング、聞き取りの中で、私の持っている一般的なイメージ、それから私に寄せられた情報など、様々について意見交換をさせていただきました。

今の答弁に、犬山の保育ではこんな取組を行っていますというふうにまとめていただきましたが、まだまだ保育士の働き方改革については、研究を進めていただいて、結果、よい職場として、犬山の保育の現場が認知され、選ばれていくことにつながっていくことを期待します。創犬会としても、また市議会としても、もっとしっかり現場を知って、必要な支援をしていかなければという思いでございます。

次に移ります。3件目です。キッズパーク構想の実現に向けて、質問をさせていただきます。

これについては、キッズパークだとか、キッズスペースだとか、屋内型遊戯施設だとか、これまで呼び方も様々な形で質問、提案を続けさせてきておりまして、それに向けての研究もずっと続けておるテーマでございます。

山田市政から原市政に引き継がれましたも、このテーマについては原市長も、公約それから施政方針に示していただきましたとおり、本腰を入れてきていただいていると感じております。

このキッズパーク構想の実現に向けまして、市ではアンケートを実施されたと承知をしております。実施されましたアンケートの結果について、今までどのように分析されているか、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

屋内型キッズスペースに関するアンケートを令和5年6月29日から7月12日までの14日間実施しました。アンケートは、市職員及び子育て世代の保護者を対象とし、そのうち子育て世代の保護者は、市内の全子ども未来園及び全児童クラブ利用保護者と、子育て支援センターなどに来館される未就園児の子どもを持つ保護者に対して実施しました。

アンケート内容は、屋内型キッズスペースを利用したことがあるか、有料なら利用するか、どの場所であれば利用しやすいかなど、自由記述も含め、回答いただきました。

子育て世代の保護者アンケートの集計結果を基にした分析では、回答数628件のうち約8割に当たる513件が、屋内型キッズスペースを利用したことがある。また、約7割強に当たる422件が、有料施設ができれば利用するとの回答で、子育て世帯の利用ニーズが高いと考えます。

立地条件では、自由記述としましたが、アクセスや交通手段という点では、五郎丸、41号線沿い、羽黒地区、駐車場が広い、車でアクセスが良好など、車で利用を想定する回答に加え、駅周辺という意見もあり、電車利用を想定する回答も同程度ありました。

また、具体的な商業施設名を記載される回答も多く、施設単体の整備だけではなく、買物や飲食と合わせて利用したいという意思が反映された回答だと考えます。

このアンケート結果を踏まえ、まずは屋内型キッズパーク整備候補地を選定していきますが、道の駅の方向性との関連もあり、その状況を踏まえることが必要となります。整備候補地の決定後は、用地取得の必要性や、民間も含めた既存施設の活用などにより、整備方法や



運営方針などの方向性が定まっていきます。

いずれにいたしましても、キッズパークの早期実現に向け、整備方針や運営方針など、状況によっては子ども未来課だけでなく、他の関係部署の協力を仰ぎながら進めていくこととなります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁いただきましたが、実現していくための進め方について再質問として、原市長にお尋ねをしたいと思います。

アンケート結果からも分かりますように、施設の立地という面から考えると、交通の便利なところというのが一つの重要なポイントになってきます。市民の方、アンケートにお答えいただいた方のイメージとしては、小牧市のこまきこども未来館に皆さん遊びに行っておられるんだろうなというふうに想像できます。

さて、私が令和4年の2月定例議会で、当時の山田市長に対する質問で、この時間軸を考える実現策の一例として、民間商業施設の中のスペースを活用させていただく、そういう提案をさせていただいたときには、その時点では申し訳ないけど、そうではなく、新しいまちづくりの一つのピースとして考えていると、そういう答弁でございました。私も当時それで納得をしたわけでありましたが、あれから時間が経過して、周りの市町にそういう施設ができましたし、原市長も実現に向けてのアンケートを実施していただきました。

キッズスペース設置の実現に向けた期待は大きいと感じています。しかし、新たに箱物を造っていくには、事業費が大きな負担となることは大きな問題であります。難題です。

そこで、交通が便利で、なるべく事業費をかけず、早く実現するために、今回は伏せずに具体的に申し上げますが、ヨシヅヤとの協力、連携をお願いし、検討していくことを進めていただきたいと思います。再質問として原市長にお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の質問にお答えをいたします。

まずお答えをする前に、これまでの経過と今後をちょっと整理してみたいと思っています。

振り返ってみますと、さきの6月議会で候補地をお示しをいたしました。そこでお示したのは、道の駅を含めた41号沿線、そして市民文化会館、さら・さくら、市内の公園、民間施設、その5つをお示しをしました。その候補地の中から、さらにアクセス、費用、そして公共施設の利活用の検討項目も考えていきたい。そして、先ほどアンケートを実施をした上で、早期実現を見据えながら、候補地を決定をしていきたいというふうにお示しをしてきました。

その状況において、ただいま大沢議員からご質問をいただいた、民間施設の一つであるヨシヅヤについてご提案をいただきました。アンケート結果の分析でも示されておりました。駅周辺駐車場が広い場所がいいということは、ヨシヅヤは利用者のニーズにも合致をしますし、候補地の一つとして考えられるのだと思っています。

仮にヨシヅヤをはじめとする民間施設を整備する場合においては、その敷地面積に合わせ

た賃料などを支払いをしていくことが想定をされると思っています。となれば、大沢議員からご指摘いただいたとおり、事業費がかからないということやら、早期実現を見据えると効果的であるというふうに思っています。

ただ、ここまでは利用者のニーズと市のメリットを申し上げてきました。まずやらなければならないことは、ヨシヅヤをはじめとする民間施設の皆さんに事業説明や、事業に対する理解と協力が得られるかどうかという確認をしていかなければならないことだと思っています。

いずれにいたしましても、屋内型キッズスペースの候補地の決定については、道の駅をはじめとした、国道41号の新しいまちづくりの方向性に大きく影響をいたしますし、犬山市のこれからの道しるべを示すものだというふうにも思っています。それらを踏まえまして、整備場所や整備時期を含め、事業の早期実現に向けて判断と決定をしていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。ぜひアンケート結果をもっと分析していただいて、ほかにも調整は、副市長に活躍いただいて、ぜひお願いしたいというふうに思います。期待をして、次に移りたいと思います。

4件目でございます。都市美化センターの地元補償事業の進捗について、質問させていただきます。

昭和58年から稼働しております犬山市都市美化センター、今回この場所で質問をさせていただいてございましょうか。その建設に当たりまして、昭和53年に建設地、地元であります塔野地区、そして善師野区と協定書を交わしておりました。

その内容の中に、未履行の、履行していないままの課題がありまして、地元補償事業が完結しないままであったということについて、私は初当選以来、ずっと取り組んでまいりました。

そして、2市2町による広域行政、尾張北部環境組合の新ごみ処理施設が令和10年に稼働するというので、令和9年度までに何が何でもこの都市美化センターの地元補償事業については履行しないかんという認識、私もそうでございますが、前任の山田市長が、善師野区とも塔野地区とも協定書、以前の協定書を見直して、覚書を結んでいただきました。

そこで、要旨2点につきまして、質問をさせていただきます。

今年度の施政方針にもうたっているわけではありますが、善師野公民館西側の善師野防災広場予定地、これにつきまして、今年度ここまでの事業の進捗、それからこれから事業をどう進めるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

善師野防災広場予定地の整備につきましては、令和4年10月25日に善師野区と焼却場建設

に伴う変更覚書を締結したことで、広場整備の場所が確定し、今年度は測量に関する予算を計上し、事業を進めているところです。

7月29日には、事業予定地及び隣接地の地権者を対象に説明会を開催しており、測量等についての同意書を提出していただくようお願いし、全ての地権者から同意書を頂くことができました。現在は、受託事業者による測量が進められているところです。

今後の予定としましては、今年度中に測量成果をもって買収面積の確定、令和6年度に土地買収単価の決定及び用地買収、令和7年度に詳細設計、令和8年度に整備工事、そして令和9年度に供用開始を予定しています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。この防災広場、善師野の皆さんの期待は大きく、地域愛の強い住民の皆様から新たな地域づくりにつなげたいという思いも承っております。精力的に確実に事業を進めていただきますよう期待をいたします。

要旨2点目でございます。塔野地の城東中学校南側多目的広場についてでございます。

こちらにつきましても、今年度のここまでの事業の進捗、そして、これから事業をどう進めるのか、加えて、いつ完了するのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和5年2月定例議会では、未買収である1筆は、相続確定のために取得に時間がかかっていますと答弁しましたが、その後も相続の確定に時間がかかっており、未買収地が1筆残っています。

ただし、間もなく相続の手続が完了すると聞いておりますので、手続が完了次第、用地を買収します。

用地買収後、整備工事に係る入札等の手続を進め、契約候補となる事業者を決定、予定価格の金額が1億5,000万円を超える見込みとなることから、議会の議決を経てから契約し、今年度中に工事に着手したいと考えております。

来年中に工事を完了し、その後、供用開始を予定しています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。ちょっと予定より遅れているというご答弁でしたが、私も心配をしておりますが、しっかりとこれも確実に進めていただきますように期待をし、しっかりと応援をしていきたいと思っています。

こちらの城東中学校南側広場につきましては、これが完了すると、立地的にも城東中学校のすぐ南に隣接するというので、これからの大規模改修を迎える城東小学校、中学校、この動きとタイミングを合わせることで、その効果は増すというふうに考えておりますので、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

最後、5件目でございます。副市長の市政への取組について、質問をさせていただきます。永井副市長におかれましては、この4月から副市長に就任されまして、以来、5か月で

ございますが、副市長として犬山市政に取り組んでおられるご自身の仕事につきまして、要旨2点において質問をさせていただきます。

まず、要旨1点目でございますが、自主財源の確保に向けて、様々な取組が必要でございます。永井副市長も日々に奮闘しておられると存じますが、この点につきまして、副市長としてどのように考えて当たっておられるか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） ご質問ありがとうございます。大沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、市政運営の根幹は、自治体として財政基盤が盤石であることが必要不可欠であると認識を私、しております。議員も同様ではないかというふうに考えております。

私は、令和3年度まで経済環境部長を務めておりました。とりわけ課長時代は商工企業振興課長、また産業課長として企業誘致、企業支援に注力をしてまいりました。その成果につきましては、先般、議場にて玉置議員ご紹介いただけたとおりでございますけど、私としては、余り大きな成果を上げることができなかつたなというふうに認識をしております。

しかし、今後の犬山市において、数多くの企業に立地をいただける、また市外の企業に設備投資などを継続していただけるような枠組みを作ってきたことに対しては、一定の成果を上げることができたなというふうに自分でも考えております。このことは、将来の犬山のため、自主財源の確保に必ずつながってくると確信をいたしております。

この4月から副市長を務めさせていただいておりますが、職員時代同様、セールスマンとして、営業する副市長として、職員の皆様とともに現場に出向いてまいりたいというふうに考えております。

一方、企業誘致、企業支援だけではなく、自主財源の確保に向けた取組といたしましては、これも必要なことでございます。移住・定住施策の推進も、他の自治体に負けることなく継続的に取り組んでいく重要な施策であり、今年度より、犬山市応援団事業を展開してまいります。

この事業は犬山市から転出される方に対しまして、犬山応援団になっていただき、犬山市を幅広くPRをしていただくとともに、移住・定住だけではなくて、先ほど来も一般質問等々で出ます、ふるさと応援寄附金にも、若干ではございます、つながってくるというふうに私は考えております。

また、市の事業として活用していない遊休地の売却を継続して進めておまして、過去には、市屠畜場の跡地ですとか、市営住宅の跡地を売却し、自主財源の確保に大きくつながっておるというふうに考えております。

以上、答弁させていただいた以外にも、様々な施策や取組を積極的に展開しており、昔のドラマでもございました1円でも多く稼ぐ職員意識の醸成が必要と考えており、くどいようですが、私も職員と一丸となって、トップセールスも含め、汗をかいてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ご答弁いただきました。大変熱い答弁でございました。もう一回ありますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、この犬山をずっと支え続けていただいております地元の経済人の皆さん、それから、犬山を愛する地元住民の皆様とのこの永井副市長との人間関係、そして新たに進出していただいた企業の方、商業者の方々との信頼関係、これらをこれまで副市長は職員時代から築いてこられたんだなと実感することが、私、多々ございます。これからは副市長として一層奮闘をしていただきたいと思います。ここまではエールです。

副市長は、市職員時代から職員の皆様との人間関係も築いてこられたというふうに承知しております。そこで、要旨2点目の質問をさせていただきますが、立場が副市長に代わられまして、ますます広範囲の職員の皆様との関わり、これが重要になってくると思います。中にはいろんな得意分野を持った多様な人材、職員の皆さんがいらっしやいます。副市長として、職員の皆さんとどのように関わっていかれるのか、お考えを伺いたいと思います。

そして、合わせて職員の中で、ポスト永井を育てていただく、これも一つ重要なミッションだと私は考えます。副市長としてどう取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 大沢議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、私の市政に取り組んでいくべき姿勢について述べさせていただきたいと思います。

この3月に、議員の皆様にもお示しをさせていただきましたが、私の副市長としての所信では、市政運営において、あらゆる局面においてダイバーシティ、多様性でございます。この多様性を意識し、全ての市民の方々に寄り添ったサービスを実践していくという強い意思表示をさせていただいております。

そのためには当然私だけではなく、市役所の職員全てが個々の意識の醸成とともに、今、ラグビーをやっております、昨日勝ちましたけど、チーム犬山として組織風土、取組姿勢をさらに磨き上げていくことが必要不可欠であるというふうに考えております。

現在、副市長として約5か月が経過をし、日々の業務に微力ではありますが、元気と笑顔を忘れずに取り組んでいるところでございます。職員の皆様との関わり、とりわけ若手職員の皆さんとは、顔の見えるきっかけをつくることが重要であるとの思いから、時々の決済に、課長の皆さんに同席してもらって、私の部屋というか、副市長室で決裁時に声かけを行いました。

この10月から、若手の職員だけではなくて、中堅の職員の意見や考えを伺う、情報を共有することを目的として、同じように決裁時ではありますが、職員の皆さんと積極的に接していきたいなというふうに考えております。

今申し上げたことは一例でございます。今後も職員の皆さんと顔の見える関係をさらに深めていくため、各課で実施している事業の現場、これは市長からも言われています、現場主

義の人間だということですので、現場に出向くということですか、各施設にも時々施設に行ってお声かけをしたり、意見交換をしたいなというふうに考えております。

これ、最後でございませぬけど、加えまして、私の最大の武器ということでございますけど、仕事だけではなくて、アフターファイブの機会も活用しながら、コミュニケーションをしっかりとってまいりたいというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響で、人と人とのつながりが希薄になりつつある中、市役所の職員が一丸となって人の輪を今まで以上に強くしていくことで、新しい犬山づくりが前進していくものというふうに私は確信しておりますので、先ほども申し上げましたが、私がまずは先頭に立って、職員の皆さんとも連携を深めるとともに、しっかりスクラムを組みながら、あらゆる局面で全力投球をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番の丸山幸治です。お許しをいただきましたので、通告に従いまして2件の一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1件目、民生委員による高齢者実態調査についてです。

民生委員は、ご承知のとおり厚生労働大臣から委嘱を受け、民生委員法に基づいて、住民の生活相談や様々な援助を行う非常勤の公務員です。任期3年で給与の支給はなく、ボランティアとして活動をしていただいております。

人と人とのつながりが希薄になっていると言われる現代、高齢者が孤立し、支援が行き届かないような状況を防ぐために、今後ますます民生委員の存在意義と必要性は、増すばかりであります。全国的には民生委員の高齢化や、成り手不足が問題となっております。

そういった背景の下、民生委員の皆様の負担軽減や待遇改善を問題意識として質問をさせていただきます。

要旨1、現在、犬山市では毎年、民生委員の皆様に高齢者実態調査を委託しております。

調査内容は、電話番号などの連絡先やご家族などの情報だと聞いております。行政側で必要な情報はある程度得られると思うんですが、あえてこの調査を民生委員に委託する目的と、これまでの経緯についてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

高齢者実態調査は、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続できるよう、在宅高齢者の居住の状況を把握し、市と民生委員が情報を共有することで、地域の見守り強化と、必要に応じた支援につなげることを目的としています。

この調査は、確認できる範囲では、平成18年度以降は毎年実施しており、高齢者と民生委員との接点を生む機会となっているほか、調査結果は民生委員の活動の基礎資料となっています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。単なる情報収集という意味だけではなく、民生委員との情報共有という視点、接点としての意味、または実際に現場で話さないと分からないこともあるということも想像できますので、理解いたしました。

それでは、要旨2に続きます。

顔見知りだからこそ聞けることもあれば、逆に身近な人だからこそ言いにくい、または聞きにくいようなプライバシーの情報もあると想像いたします。いろいろと気苦労をされて集めていただいた重要な情報がたくさん上がってくると思いますが、この調査結果はきちんと生かしているのでしょうか。調査結果の活用状況についてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

調査結果の活用方法ですが、この調査は、福祉サービスの利用状況や、支援の要否、関係者の情報など、過去からの情報が蓄積されていますので、市と民生委員の双方にとって、高齢者の平時の見守りや緊急時の迅速な支援を行う際の基礎資料となっています。

また、必要に応じて、高齢者あんしん相談センターとの情報共有を行い、支援が必要と思われる高齢者への声かけのための情報としても活用されています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。健康状態や世帯状況など、情報は変化していくものだと思いますので、新しい情報を高齢者あんしん相談センターなどと共有して連携していただいているということで理解いたしました。引き続き迅速できめ細やかな支援のために、有効な活用をしていただきたいと思います。

続きまして、要旨の3です。

近年、なりすまし詐欺の広まりもあり、近くでは、小牧市で数年前、民生委員を名乗る者

から、世帯状況などを聞き出そうとする不審電話があったというネットのニュース見たことがございます。高齢者の中には息子さんなどから、市役所や警察からの連絡は詐欺だと疑えとか、そういう人が訪ねてきても、いきなり出ないようにと言われてる方もいらっしゃると思います。民生委員が担当される100人以上もの高齢者の方全員が、快く民生委員を対応していただけているわけではないと想像いたします。

質問に移ります。なかなか会えない人、相性がどうしても合わない人、認知症の症状があったり、極端に耳が遠いなど、コミュニケーションが難しい方もいらっしゃると思いますが、そういう方への調査などについて、民生委員の苦慮されているようなケース、そういう状況において、市として民生委員をどのようにサポートされているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

調査の際、何度訪問しても会ってもらえない場合や、認知症などでコミュニケーションが取りづらい場合などは、調査が困難であると認識しています。そういった場合には、可能な範囲で調査をしていただくよう、調査を依頼する際にもお伝えさせていただいております。

例えば、認知症などにより調査が困難な場合には、何らかの支援が必要である可能性もありますので、情報がいただければ、後日、市や高齢者あんしん相談センターが民生委員に代わって調査を行うこともあります。

今後も調査の依頼が過度な負担とならないよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。コミュニケーションが取りにくく調査が困難という情報自体が既に有益な情報として役立っているということに感銘を受けました。民生委員は非常に真面目な方が多く、責任感が強い方が本当に多いと思いますので、ぜひとも力強いバックアップを引き続きお願いいたします。

それでは、要旨4に移ります。高齢者実態調査の時期と調査期間についてです。

今回、一般質問に取り上げさせていただききっかけとなったのは、ある民生委員からこの調査の時期と期間についての相談があったからでございます。直近の調査では、調査期間が春先の2か月以上だったものが、今年度、次回については、1月下旬の定例会で依頼を受け、2月末までに提出するという、実質的に1か月と数日に短縮されると聞きました。2月は道路も凍るような厳しく寒い時期です。民生委員お一人で150人以上を担当されている方もいらっしゃるそうで、期間が短いのではないかと、また、2月という寒い時期は厳しいのではないかとのご意見をいただきました。

つきましては、質問をさせていただきます。民生委員の負担軽減の観点から、調査の時期と期間を見直せないでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。



〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

高齢者実態調査は、新型コロナウイルスの流行など特別な事情がある場合を除き、通常は議員ご案内のとおり2月中旬から3月までで実施してきました。令和5年度の調査については、民生委員会長会を通じ、調査の見直しを検討しているところで、現時点での想定は、調査の成果物を確実に提出していただけるよう、時期は1月中旬から2月末とし、3月は調査結果の取りまとめや調査困難ケースなどに対応する調整期間と考えていますが、現時点で決定したものではありません。

調査時期については、各地区の民生委員定例会において、市職員が調査の見直し案の説明に伺った際、一部の方から、最も寒い時期に実施するのはいかがかとのご意見もいただいております。市も課題として認識しております。

また、この点に限らず、民生委員の負担軽減は必要だと考えており、調査の頻度を含め、この調査の在り方について、既に検討を進めているところです。

これまでの答弁で申し上げたとおり、この調査は、民生委員活動の基礎資料となることから、民生委員と協議を行いながら、必要に応じた見直しを進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。調査の在り方について、既に検討を始めていただいていると分かりました。高齢の民生委員もいらっしゃいます。ぜひとも、負担の軽減をしながらも、活動しやすいような形に持っていただけたらと思います。

それでは、要旨5に移ります。

この高齢者実態調査の委託料ですが、1件100円とのことですが、1か月半くらいの間に100件もの方のご自宅を訪問して回るのはかなり大変なご苦労だと思います。もちろん民生委員は完全な無報酬なボランティアということではございますが、寒い時期に何件も何件も訪問して、留守であればまた出直しなどということを想像すると、私は個人的な意見としては1件100円では申し訳ないような気がいたします。感謝の気持ちを込めて、調査の委託料の増額をすることはできないでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

高齢者実態調査は、福祉関係業務の一つとして民生委員に委託しており、その報酬はご案内のとおり調査人数、1人につき100円となっています。委託料の増額については、民生委員にお願いしているほかの事業とのバランスや調査の手間などを考慮して、先ほどの見直しと合わせ検討をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。そのほかにも、調査票の用紙のサイズであるとか、いろんな細やかなご意見もいろいろございますようですので、ぜひとも民生委員の生の声に寄り添って、活動しやすい環境づくりとサポートを引き続きよろしく願いたい

たしまして、次の質問に移らせていただきます。

質問の2点目、空き地の雑草などについてでございます。

令和2年に、犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例が施行され、3年が経過いたしました。近隣の空き地の雑草等の問題について、これまでずっと我慢して途方に暮れていたような方々に、明確な対処方法の道筋を示した、大変意義の深い条例だと感じております。

条例施行の前後の変化など、この条例の効果を確認したいという思いを込めて、要旨1の質問をさせていただきます。

空き地の雑草などについて、市民からの相談の状況はいかがでしょう、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

空き地の雑草などに関する市民からの相談につきましては、ただいま議員ご案内のとおり、令和2年4月から犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例を施行しており、条例に基づいた対応を進めております。

空き地の雑草に関する相談件数は、条例施行前の平成30年度は30件、令和元年度は46件、条例施行後の令和2年度は51件、令和3年度は55件、令和4年度は65件となっています。

相談があったうち、空き地以外の農地や道路、空き家に係る雑草及び火災のおそれがある枯れ草の相談への対応については、それぞれの関係課と連携し対応しています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。平成30年度に30件であった相談件数が、令和4年度には65件ということで、倍以上になっていることに驚きました。空き地の問題は今後ますます増加していくと予想されますので、相談件数はさらに増加していくと思いますが、大切なのは解決につなげていくことであると思います。

そして、要旨2の質問に移らせていただきます。

相談を受けた後、土地の所有者に対して助言、指導、勧告などのプロセスで市が対応していくわけですが、条例施行後のそれぞれの対応状況についてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

勧告など土地所有者への対応状況については、現地を調査し、雑草等の繁茂により、害虫の発生、交通への障害、火災のおそれなど総合的に判断し、周辺的生活環境を著しく損ねていると判断した場合に、土地所有者を確認し、助言または指導、さらに指導に応じない場合には、勧告を行うこととしています。

助言、指導、勧告の件数ですが、助言が令和2年度に25件、令和3年度に34件、令和4年度に44件、指導が令和2年度に1件、令和3年度に2件、令和4年度にゼロ件、勧告につき

ましてはゼロ件です。

なお、助言・指導を行った空き地については、一定の期間経過後に、除草の実施状況を確認し、対応が行われていない場合は再通知を行うなど、空き地の適正管理を求める頻度を高め、除草などの対応を強く促しています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。現在においては、勧告まで至ったケースはまだなく、おおむね助言から指導の段階で対応が間に合っているという状況が分かりました。やはり行政が関与していくことのインパクトの強さを感じます。

要旨3です。現状では、当局の努力により、勧告に至る前で対応できておりますが、勧告でさえも罰則はないわけでございますので、今後、勧告まで行っても解決しない、そういうようなケースが出てくるかもしれません。

千葉県の流山市のように、空き地の雑草除去の行政代執行を実際にしたケースもございます。また、行政代執行を選択肢として含めている自治体もございます。犬山市の行政代執行についての考え方についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

行政代執行への考え方につきましては、条例の制定時に検討を行っておりますが、草刈りを行っても再びすぐに伸びてくるという雑草の性質から、行政代執行が一時的な対応となってしまう、根本的な解決にならないため、不良状態の空き地の発生抑制とならないと判断しています。

また、本条例の制定によって、土地所有者の調査や通知への明確な根拠ができたことによって、不良状態の空き地の発生抑制に関して大きく前進したものと考えておりますので、この条例を適正に運用し、不良状態の空き地の解消及び抑制に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 頼もしいご答弁をありがとうございます。確かに空き家は壊したらそれまでですが、空き地の草は刈ってもまた伸びてくるわけで、一時的な対応になり、根本的な解決にはならないことと理解いたしました。

しかし、大体空き地の雑草の相談をされる方々は、長期間、積もり積もった強いストレスとして抱えてる方も多いように感じます。今後ともそのような体調を壊しそうなストレスを抱えて困っているような方々、また一方で、土地所有者の方々とも寄り添いながら、解決に向けて、ご尽力のほどよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時30分まで休憩いたします。

午後1時21分 休憩

再 開  
午後 1 時 30 分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村議員議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さんこんにちは、12番、日本共産党犬山市議団の岡村千里でございます。今回、通告いたしました3件の一般質問を行います。当局におかれましては、市民の皆さんの願いを十分受け止めていただき、前向きな答弁に期待するものであります。また、今回も資料を用意いたしましたので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

では、1件目、犬山市福祉会館跡地についてです。

要旨1、跡地利用の方針について。

資料の1をご覧ください。7月28日の中日新聞の記事からです。非常に分かりやすくまとめられているんですけども、「犬山・福祉会館跡地新施設困難か」ということで、大きな見出しがついています。2020年度に解体された市福祉会館の跡地について、市が想定していた新施設の建設が困難な情勢になっていると。市は跡地を新たに国の史跡、犬山城跡に追加する考えだけでも、史跡になると開発行為が厳しく制限されるということでもあります。それによって方針を転換する可能性も出てきたというふうにあります。

この跡地は、広さ約3,400平米ということで、非常に広いところです。江戸時代には城への入り口となる大手門や堀などがあり、市制移行前の犬山町時代には町役場、そして1970年には中央児童館などが入る5階建てで、福祉会館ということで建設をされたという経緯がございます。

それで解体されたわけですけども、跡地について、犬山城の便益施設として整備するという方針を打ち出しました。しかしながら、今年になって専門家の方たちからこれに対して理屈が成り立たないだとかということで、いろいろ異議が出たわけです。それで方針を転換するかどうかといったところですが、最後のところに、まだ利用の方針が決まったわけではないということですので、まだ道半ばだということで理解をいたしております。

そこで、質問いたします。これまでは、市は犬山城の便益施設整備の方針を示してきましたけれども、この施設が建てられない可能性が出てきたということですが、まずその経緯をお示してください。

そして、2点目として、これまでのこの便益施設整備の方針というのは何を根拠としてきたのか。

以上、2点、お示しいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

犬山市福祉会館跡地の整備につきましては、建物の解体工事終了後に発掘調査を行い、その成果を踏まえつつ、史跡全体の整備基本計画の中に位置づけることとしています。解体工事は令和2年度に完了したため、令和3年度に発掘調査を実施し、調査の結果、大手門枳形を構成する堀が良好な状態で地下に残存していたことは、以前、一般質問でも答弁させていただいたとおりです。

そして、令和4年度から史跡犬山城跡整備基本計画の策定に着手し、福祉会館跡地が史跡犬山城跡の追加指定候補地になっているため、合わせて史跡追加指定範囲の具体的な検討を始めました。

文化庁からは、整備基本計画策定及び遺構が滅失している部分の取扱いを含む史跡追加指定範囲の検討に当たっては、専門家から十分に意見聴取をするようにと指導を受けていたため、令和4年度に設置した犬山城調査整備委員会の指導、助言を受けながら、検討を進めました。

令和4年12月の同委員会では、発掘調査成果についてご説明した上で、どう整備するのかを考えた上で、史跡指定範囲を検討する必要があるとご意見をいただいたため、令和5年3月の委員会で、遺構が滅失している敷地東側を史跡指定地には含めず、その場所に史跡のガイダンス施設を建設する案をお示ししましたが、委員からは、遺構が滅失していても、絵図などから、大手門枳形の一部であったことは明らかであるので、まず、福祉会館跡地全体を追加指定し、その上で施設を建てるための検討すべきであるとのご意見をいただきました。

これらの意見を受けて、令和5年5月に文化庁と協議を行ったところ、史跡のガイダンス施設は、原則として史跡指定地内での建設は認められないということを確認しました。

こうした経緯を踏まえ、令和5年7月に開催した犬山城管理委員会で、福祉会館跡地全体を史跡指定する考えと、指定地となった場合は建物の建設に厳しい制限がかかることをご説明し、ご意見を伺ったところ、委員からは、2階建て程度の建物を建てるということで、これまでの説明と違う、跡地利用にはビジョンが必要で、時間をかけて検討すべきなどのご意見があり、この間、この件については、再度犬山城管理委員会を開催して、引き続き協議いただくことになっています。

したがって、現時点で跡地利用の方法及び史跡追加指定範囲に関する方針が決定したわけではなく、委員会での審議や、文化庁との協議を行っている最中です。

次に、施設整備を検討していた根拠についてご説明します。

そもそも市としましても、史跡指定地に施設を建てるハードルの高さは認識しており、従来より説明をする際には、施設整備が発掘調査の結果や史跡指定の有無により大きく影響される点について、セットで申し上げてまいりました。

その上でも、福祉会館跡地に施設を建設する考えを継続して検討してきた理由については2点ありまして、1点目は、発掘調査の結果、遺構の残存状況がよくない場合は、遺構が滅失している部分を利用して、つまり史跡指定してから外して建設することが可能ではないかと考えていたこと、2点目は、仮に指定地となっても、他市で史跡指定地内に、これは非常に例外的な事例ではありますが、ガイダンス施設が建設された先例があったこととあります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。専門家の意見は重要ということも分かりますけれども、原則としては、そういう史跡指定のところの建物は認められないというのが原則ということで、犬山市としては、他市で例外的ですけれども事例があったのでということで、理解しました。

再質問いたします。

やはりこの史跡指定というのが、この方針に大きく影響すると考えられますけれども、史跡指定の範囲などどのように関わっているのか、そして今後、方針を決定するまでのプロセス、それから期間についてはどのように考えているのか、以上、2点についてお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁しましたように、ガイダンス施設であっても、史跡などの指定地内においては、原則として建設してはならないとされていますので、史跡指定の範囲は福祉会館跡地の整備方針にも影響します。そのため、史跡追加指定範囲については、引き続き各委員会及び文化庁と協議を行っていきます。

次に、跡地利用及び史跡追加指定の方針を決定するためには、まず地元の方々に対する説明、それから犬山城調査整備委員会及び犬山城管理委員会での審議、文化庁との協議、これらを行う必要があります、それぞれの工程は状況によって回を重ねる必要があるものと認識しています。

つきましては、できるだけ早く方針の決定まで進めたいと考えていますが、一定の時間を要することが予想されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） まだ時間はかかりそうということですが、まだこれから地元の説明だとか、そういったこともあると思いますので、やっぱり市民の要望に沿うものということをお願いをしたいと思います。

それから、特例などで認められている、その条件が何かとか、そういったことについても詰めていただきたいなというふうに思っております。

では、要旨の2に行きます。跡地に建物ができない場合、他の公共施設等の利用や施設整備が必要ではないか。

ちょっと気が早い気もしますが、ここの近くに住んでいらっしゃる住民の方とお話をしますと、この後はどうなっていくのかということで、とても非常に関心が高いと感じております。また、これまでの市の方針としてきた犬山城の便益施設を待ち望む声も聞かれます。ですから、今後、建物ができないと決定された場合、ただ、ここには何もできませんでしたというのでは、市民の皆さんは納得しないと思います。

そこで、質問いたします。跡地に新たな建物ができないとなった場合、それに代わる施設

の利用や、そして施設整備が必要だと考えますが、どのような見解かお示しいただきたいと思いをします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、福祉会館跡地の利用方法及び史跡追加指定に関する方針については、現時点で決定したわけではなく、委員会での審議や文化庁との協議を行っている最中です。

その中でも特に、地域の集会機能の必要性については十分認識していますので、史跡追加指定に関する方針決定を待つことなく、並行して既存施設の改修をはじめ、代替案の検討を既に進めております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。もう既に検討を始めていただいているということで、やはりこういったいつそれが決定するか分からないといった場合でも、やはり市民が待ち望んでいることについては、やはりきちんと前もって検討を始めていただく、これについても、まだまだ時間がかかっていくと思いますけれども、今後の様子を注視していきたいと思っております。

では、2件目、平和行政の推進についてです。

毎年8月を迎えますと、私は平和についてよく考えます。8月6日には、広島原爆が投下された8時15分に、平和の鐘つきなどが各地で行われたりしておりまして、私も参加をしております。

そういった中で、資料の2をご覧ください。「被爆の実相をどう伝える」ということで、これも中日新聞8月6日の記事からです。「はだしのゲン」削除、そして被爆人形撤去という見出しがついていますけれども、広島市の教育委員会が本年度、平和教材から漫画「はだしのゲン」を削除し、市民やそして被爆者団体から、撤回を求める意見が殺到したということです。

これまでもこの「はだしのゲン」については、教科書から外すだとか、いろいろなことが言われてきましたけれども、やはり私もこれは母からもう全巻買って読んでみたんですけども、本当に被爆するというのは恐ろしいことだなということを、見てすぐ分かる、それから話が長いお話ですし、また被爆というのは本当に何十年たっても、その被害というのが、心配されるんだなということで、子ども心にすごくやはり印象に残ったものでございます。

それから、私も広島の資料館に行ってこの人形見ましたけれども、これも非常にインパクトの強いものですが、ただ、広島市のほうとしても、この被爆の実相の伝え方が変化してきているということで、こういった「はだしのゲン」を削除しましたけれども、創作物から遺品だとか、それから体験を重視したということが書かれています。広島は本当に、ひろしま平和ノートとか、様々な独自の教育をしているんですけども、一番下段のところにもありますが、ひろしま平和ノートでも、ゲンに代わったのは、被爆した母とその体験をボランテ

ィアとして語る娘の實在の話、市教育委員会が実際にインタビューして教材にしたということで、非常に努力をされているなということなので、このことはどちらがいいのかというのは、まだ答えが出ないなというふうに思います。

ただ、やはり子どもたちに戦争の悲惨さだとか、そういったものをどう伝えるかというのは非常に考えていかなきゃいけない問題だなというふうに思っております。

では、そのことを踏まえまして、要旨1、子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の大切さをどう伝えるかです。

戦後78年間の経過いたしまして、戦争を体験した人が高齢となり、そして戦争を語れる人が少なくなってきましたけれども、これまで以上に子どもたちへの平和教育を充実させてほしいと願っております。

そこで、質問いたします。学校における平和学習の取組について、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

平和学習については、企画広報課が担当する戦争体験者による講話を、毎年2校ずつの小中学校で行っています。そのほかには、総合的な学習の時間において、テーマ別追求学習を進める中で、平和をテーマの一つに設定している学校もあります。

総合的な学習の時間における追求テーマは、小学校では学年ごとに、中学校では生徒が選択する形で設定されることが多く、平和をテーマに取り組む際には、戦争や平和に関する資料館を訪問したり、ゲストティーチャーを招いて話を聞いたりするなどの活動を計画している学校もあります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。平和の講和会のほかにも、子どもたちの自主的な取組ですとか、総合学習などの取組が行われていることは理解いたしました。平和講話会は、6年生が対象ということですが、他の学年でも、年齢に応じた教材を使って、やはり1年に1回は平和について考える機会を持ってほしいと思います。特に高学年以上の子どもたちには、その当時の日本がどういう社会だったのか、そしてどんな生活をしてたのか、特に日本は大日本帝国、帝国主義の国でした。ですから、言論の自由は今以上に制限されておりましたし、特に戦争反対を言うことはできませんでした。また、戦況が悪化してからは、戦力として子どもたちも動員されたということがありました。そういった背景なども合わせて伝えてほしいなということを思います。そういったことを指摘いたします。

では、要旨の2、積極的な平和への取組についてです。

犬山市は愛知県の中でも、平和行政にとっても力を入れているということと認識しています。戦争と平和パネル展ですとか、署名活動などに取り組まれております。

そこで、質問いたします。今後の展開といたしまして、さらに充実をしてほしいと思っ



いますけれども、どのような政策を考えているのか。

また、2点目に、平和講和会の学校数ですね、小中学校2校ずつということですが、その2校から増やせないでしょうか。岩倉市は7校において戦争体験を聞く会を実施しているということです。また講師派遣を利用している自治体もありますけれども、検討できないでしょうか。

また、3点目として、広島への小中学校の生徒の代表派遣を、江南市、岩倉市、稲沢市、清須市、大口町が実施をしております。かつて犬山市もこれを行ってございましたけれども、実際に現地に出かけていって学ぶ体験というのはとても大切だと感じております。そのことについても検討できないのかお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

平和行政における今後の展開につきましては、現在の取組を続けつつ、特に未来を担う子どもたちを対象とした施策を大切にしていきたいと考えています。そうした思いから、今年度は昨年度までの取組に加え、児童生徒に向けた新たな取組を既に進めています。

まず1つ目として、先ほどご案内いただきました市役所1階ロビー、市立図書館、名古屋経済大学図書館、犬山キャストのほか、講話会を開催する小学校で展示している戦争や原爆の悲惨さを紹介した写真パネルを、希望に応じて市内全ての小中学校に貸し出せるようにいたしました。これは、1人でも多くの子どもたちに平和を考えるきっかけを提供したいとの思いから始めたもので、写真パネルを見て何かを感じ、平和の尊さを知る機会となればよいと考えています。

2つ目として、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大などにより講和会が開催できない場合を想定して購入した、平和教育用のアニメDVDを、写真パネルの貸出しと同じ思いから、今後は学校への貸出しを行っていきます。

ご提案がありました、広島への小中学校からの代表者の派遣につきましては、議員おっしゃるとおり、戦争や原爆の悲惨さをより深く感じるができる一方、その対象者が少数となることから、これまでと同様に現在のところは実施しないとの判断に至っています。

また、平和講話会を開催する学校を増やしてはどうかとのご提案がありましたが、講和をお願いしている市内在住の戦争体験者が高齢化し、減少する状況にあるものの、議員からもお話ありました、愛知県では県内小中学校を対象に戦争の体験の語り部を派遣する事業を行っており、今年度もその案内が送付されています。教育部長の答弁にありまして、総合学習のテーマなども学校ごとに様々であるため、それぞれの事情に応じた対応となるものの、戦争の体験を聞く機会も増えていく可能性があると考えてます。このように、今後も子どもたちが1年に一度は平和について考えることができる機会を提供できるよう、教育委員会とも連携し、様々な方法やメニューを考え、平和行政の推進につなげてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。広島派遣については、なかなか実現

しないようではございますが、ただ、DVDを買っていただいたり、やはり視覚に訴えるというのは非常にすごいことですし、また繰り返し見ることができます。それから、子どもたちも1人1台タブレットを持っておりまして、そういったものも活用しながら、様々な学習をしていただきたいと思います。

では、再質問いたします。

市長にお伺いいたします。犬山市は、平和都市宣言を昭和60年に行いました。また、平和首長会議に平成21年から加盟をしております。この平和首長会というのは、広島や長崎が呼びかけ人でありまして、核兵器のない平和な世界の実現に向け、加盟を呼びかけるということで、現在166の国や地域、そして、8,287都市が加盟をしているということですが、特にこの平和首長会議の参加実績について一つはお示しください。

また、2点目として、市長として平和への思い、そしてメッセージを発信してほしいと思っています。とりわけ、毎年行われております平和式典では、広島市の市長が平和宣言を行いまして、核のことについても言及して、私はすばらしいと思っています。市長の見解をお示しください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平和首長会議の出席参加状況についてであります。犬山市は平成30年度に岐阜県の高山市で開催された第8回に職員2名が出席をしております。そのほか、平和首長会議ではありませんが、日本非核宣言自治体協議会が主催した研修会にも、市職員が出席、参加をしております。

次に、私の平和への思いとメッセージなどの発信についてお尋ねをいただきました。私が市長に就任をさせていただいた昨年12月以降、平和実現に向けた活動は何があったか申し上げますと、まず1つ目、原水爆禁止日本協議会が、G7広島サミット開催に当たり、政府へ要請する内容に賛同する署名をしました。

2つ目、核兵器廃絶2023年あいち平和行進の際の応援メッセージを送らせていただきました。

3つ目、原水爆禁止2023年世界大会を支持、賛同する署名とメッセージを行っております。

そこで、私の平和への思いとメッセージについてお尋ねをされましたので、その一つ、メッセージをお示しをさせていただきたいと思っております。そこに私が記したメッセージは、「終戦から平和が蘇って、78年の歳月が流れてきました。過去を謙虚に振り返って、今ある平和と命に感謝を申し上げ、不戦と平和を深く誓います。そう言いながら、私は戦争を知りません。だから戦争という目に見えない足跡と、まだ終わることのない現代の戦争の足跡に自分の足跡を重ねていきます。もう戦争という同じ過ちは絶対繰り返さないとの強い思いを込めて」とメッセージをさせていただきました。そこには、自分で考えた自分の言葉で、平和への心と思いを寄せて、字は下手くそですが、パソコンで文章を打つのではなく、自分のペンを走らせて、その内容をメッセージとして送らせていただきました。

個人ごとではありますが、8月6日には毎年、犬山城広場前にある犬山神社にて、手を合わせているのが私の慣例、習慣であります。

今後も様々な機会を通じて、平和に関する思いやメッセージを発信をしていきたいと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 市長のメッセージありがとうございました。平和首長会議のほうは、市の職員が参加されたということですが、またこれについても、引き続いてしっかりと参加をしていってほしいなというふうに思っています。

本当に平和でこそ安心して暮らせます。今もウクライナでは戦争が起こっていて、多くの女性や子どもたちの命があたりも簡単に奪われていっている。日本は戦後78年という間、平和に暮らしてこれましたけれども、これからもこれを続けていくということが大事だなというふうに思っております。

では、次に3件目、消費税のインボイス制度をめぐる問題についてであります。

インボイスとは、適格請求書と言いまして、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものということですが、これを発行するには、税務署に消費税を納めるインボイス業者として登録しなければなりません。登録した業者には、税務署から登録番号が付されます。免税業者のままでは、インボイス番号が得られないということになります。

このインボイス制度というのは、売手と買手の間のことでして、売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときには、インボイスを交付しなければならないということです。また買手の方は、仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手である登録事業者から交付を受けたインボイスへの保存等が必要となってまいります。

このインボイス制度を実施されるのは、もう今年の10月からということなんですけれども、このインボイス制度によって何が起ころんのでしょうか。年間の売上げ1,000万円以下の人は、これまで免税業者として消費税の負担がありませんでした。しかしながら、このインボイス制度によって、売上げが1,000万円未満の免税業者にも何らかの形で消費税の負担が増えます。

自分で消費税を申告して納めるか、あるいは売上げから消費税分を天引きされる、非常に辛いことです。あるいは、インボイスのそういったものを発行できなければ、課税業者にならないことで、仕事を失う場合も懸念をされております。

このインボイス制度の導入の影響につきましては、昨年度の6月議会で水野議員が取り上げられ、中小企業者や一人親方、そしてフリーランスの方が一番大きく影響を受ける、そして増税となることが明らかとなりました。

それで、この制度は非常に分かりにくいんですけれども、私も何回か勉強会に参加をいたしておるんですけれども、資料の3の①をご覧ください。インボイス制度に関する改正についてということで、これは今年の4月に出されたものですが、4つのポイントというのがあります。これは最初は言われてなかったことありまして、ポイント1としては、納税額を売上税額の2割に軽減ということですが、これは期限がありまして、この2023年10月からの3年間です。そして、その後の4年から6年、2026年の10月からは5%になりま

す。そして、7年目の2029年の10月からは、この軽減がなくなるということで、10%支払わなくてはならないということです。本当に零細業者の方には酷な話ですし、また様々な人に影響があると思います。

また、ポイント2では、1万円未満の取引のインボイスの保存は不要ということです。また、ポイント3として1万円未満の値引き等、返還インボイス交付は免除、そして、4番としては、登録希望日に登録が可能にということで、最初の頃は、今年の3月31日までに登録しないと駄目ですよと言われていたと思うんですけども、だんだんこれが周りのいろいろな意見等によって変わってきたのかなというふうにも思いますが、余計複雑になったというふうにあります。

そして、資料の次を見ていただいて、資料の3の②をご覧ください。しんぶん赤旗の9月5日の一面です。インボイスの中止署名36万人超えということで、フリーランスの方、それから業者、農民らが提出と書かれています。このインボイスをめぐるのは本当にフリーランスの方たちが、もうこれでは生活ができんと言って、このような反対の声を上げてるんですね。

特に皆さんもテレビをつけたら、いろんな俳優さんとか、それからアニメーターの方たちとかいらっしゃると思うんですけども、あぁいった方たちというのは、やはり少ない収入でやってみえるもんですから、そこからさらに税金を増税されるということは、あぁいった方たちは、なかなか下積みの期間が長いんです。そういった芽が出る前に廃業に追い込まれる、そういった声もあります。また農家の方は、米も牛も価格が安くて、所得税が払えないのに、インボイスで消費税をむしり取る、農家いじめのインボイスをやめさせようという声を上げています。

それから、次のページの3の③をご覧ください。「インボイス登録取り下げ・失効」ということでこれ「STOP！インボイス」という、インボイス制度を考えるフリーランスの会が、調査をしたことで分かったんですけども。インボイス制度の登録取り下げ・失効件数ということでグラフになっておりますが、今年の4月に急にその前まで718件だったのが1,898件、この5月から6月については、3,997件ということで、合わせてトータルすると、1万630件に上ると言われております。

制度のことがよく分からないまま登録ししてしまった方が、このタイミングで考え直して取り下げているのではないかということですけども、税理士さんたちもこれ取り下げというのは普通行われない行為だと言っていて、どういうことなんだろうということで書かれています。

そういったことを踏まえて、要旨の1、市役所の事業と、それからインボイス制度の関わりについてです。

市役所も当然、様々な事業をやっていますけれども、この消費税に関わるものも多いと思います。それで、インボイス制度と関わるものも多いと思われています。

そこで質問いたします。犬山市では、このインボイス制度にどのように対応しているのか、制度の関わりや準備状況を含めてお示しください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

インボイス制度については、先ほど議員からお話ありましたように、昨年度の6月議会で水野議員からご紹介いただいています。このインボイス制度の導入により、事業者が消費税の仕入れ税額控除を行う際には、インボイスの保存等が必要となります。本市においても、歳入として支払いを受けた相手が事業者である場合には、インボイスの発行が必要となる場合があります。そのために、本市として取ってきた対応について説明いたします。

まず、インボイスを発行するためには、適格請求書発行事業者として登録する必要があります。この適格請求書がインボイスと呼ばれるものです。地方公共団体では、一般会計、特別会計などの会計ごとに適格請求書発行事業者として登録することとなりますが、これは各会計が別々に消費税を申告しているためです。

本市には、一般会計、5つの特別会計、2つの企業会計の合計8つの会計があり、適格請求書発行事業者の登録を行うかどうかは、各会計の担当課において、その会計の性質、内容からそれぞれが判断を行いました。その結果、後期高齢者医療特別会計を除く7つの会計で、適格請求書発行事業者の登録を完了しています。後期高齢者医療特別会計は、健診事業等を行っておらず、事業者の方と関わる可能性がある歳入がないことから、登録不要と判断いたしました。

インボイス制度導入に伴う市全体の取組としましては、昨年9月、令和3年度決算における全歳入を対象に、全ての担当課において消費税が課税されるのか、非課税なのかの調査を行い、課税・非課税の判断に迷うような歳入については、小牧税務署へ問い合わせを行った上で判断いたしました。また、小牧税務署には、職員の理解を深めるためのインボイス制度説明会に講師として来ていただいたり、個別の質問に答えていただいたり、様々な形で協力をいただいています。

以上のとおり、インボイス制度がスタートする1年以上前から準備を進めており、今後も事業者である犬山市として適切な申告を行うとともに、事業者の求めに応じてインボイスを発行していきます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 犬山市でも、後期高齢者の会計を除く7つのものが対象ということで、勉強会もされて非常にご苦労だったと思います。

それで、1点指摘ですけれども、市役所もインボイスに関しては1事業者としてなんですけれども、やっぱり公務員は全体の奉仕者と言われています。これは日本国憲法第15条の2項です。全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。こういった立場からは、今まで取引をしている事業者に対して、インボイスを理由に契約をやめるということなどが起きないようにご配慮いただきたいと思います。

それから、消費税をめぐっては、世界の動きは、このコロナ禍で多くの国民の人たちが苦しんでいるということで、消費税に当たる、そういった大型の間接税を引き下げている国が100以上あります。そういった中で、日本はさらにこの締めつけをやっていくということで、

本当に大変です。

この消費税をめぐって、またシルバー人材センターも確認しましたら、2割のものを事務費として上げていくということだったんですけど、先ほどもお話ししたように、これが3年たてば5%に、またさらにたてば10%になってしまいます。こういったもうけてはならない、もうけになっていない、そういった団体の人たちにとっては、本当に存続自体が大変になってきます。

また、今、物価の高騰もあって、私たちの生活は苦しくなるばかりであります。10月から始まるインボイス制度ですけれども、今後も動向に注視するとともに、生活や命を守るといふ視点から、警鐘を鳴らしていきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分 散会